

特約事項

(自社施工型試行案件及び総合評価方式において

自社による施工の誓約をした案件用)

- 1 受注者は、自社施工を求める対象工種の施工に当たっては、当該工種の施工を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、特殊な工法等により施工する必要があるため、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。
- 2 自社施工に係る施工体制の確認について
 - (1) 受注者は、自社施工を求める対象工種の施工期間を記載した工程表を、あらかじめ発注者に提出するものとする。
 - (2) 受注者は、前項の工程表に変更が生じた場合は、速やかに変更後の工程表を発注者に提出するものとする。
 - (3) 発注者は、自社施工を求める対象工種の施工期間中、必要に応じて現地確認等を行い、施工体制を確認するものとする。
 - (4) 発注者は、現地確認や受注者からの提出書類等において、不適切な事実を確認した場合には、受注者に対して是正指導等を行うものとし、必要に応じて契約違反としての措置を講じるものとする。
 - (5) 受注者は、提出した自社技術者等の名簿に変更が生じた場合には、自社施工を求める対象工種の施工前に、変更後の自社技術者等の名簿を発注者に提出するものとする。

【注意】(この注意事項については、契約締結時には削除すること。)

自社施工型により発注した案件及び総合評価方式において自社による施工の誓約をした案件については、本特約事項を付して契約すること。